

議第427号

意見書の要旨

(戸越六丁目地区)

意見書の要旨

[議第427号]

東京都市計画地区計画の変更（戸越六丁目地区）に係る都市計画の案を、令和6年1月31日から2週間、公衆の縦覧に供したところ、都市計画法第17条第2項の規定による意見書の提出があった。その意見書の要旨は、次のとおりである。

名称	意見書の要旨	品川区の見解
東京都市計画地区計画（戸越六丁目地区）	<p>I 賛成意見に関するもの 0通（0名）</p> <p>II 反対意見に関するもの 0通（0名）</p> <p>III その他の意見 1通（1名）</p> <p>【F地区について】 F地区について以下をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・歩道が狭い箇所が多いため、適切な広さの歩道を確保する。・狭い歩道に面して喫煙所を設置している店舗があり歩行者の迷惑になるため、喫煙所の設置場所を制限する。	<p>I 賛成意見に関するもの</p> <p>II 反対意見に関するもの</p> <p>III その他の意見</p> <p>【F地区について】 本地区計画案におけるF地区の一般国道1号(第二京浜)の歩道の適切な広さや歩道に面する喫煙所に関するご意見については、道路管理者である国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 品川出張所にお伝えいたします。</p>